

協働でこんなことやってるよ!

NPO法人コムサロン21×姫路市(地域福祉課) ～ひきこもり当事者の居場所 ぷちたぷち～

令和2年度姫路市提案型協働事業として実施された事業で、外に出づらいひきこもり状態の方にとって、安心で楽しい場をつくる取り組みです。県のひきこもり地域支援事業などの受託経験を活かし実施することで、これまで行政サービス・支援の手が行き届きにくかった方へサービスを提供できるようになりました。令和3年度からは、市からの委託事業として、引き続き協働で実施していくことにつながった事例です。



NPO法人新風林田×姫路市(文化財課) ～林田大庄屋旧三木家住宅～

NPO法人「新風林田」は、林田町の活性化を目標に、林田町の連合自治会が中心となって設立された団体です。市からの委託により林田大庄屋旧三木家住宅の管理運営などを行っています。地域住民で、地域の文化財を保存・活用し、地域づくりの拠点として利用する、地域住民参加型の文化財行政として効果を挙げた事例です。



姫コアネット5×姫路市(文化国際課・国際交流センター) ～地域で取り組む国際理解・国際交流 外国にルーツをもつ子供たちの支援～

外国にルーツをもち、慣れない日本の文化や習慣・言葉の壁から、孤立したり、将来に希望が持てない子供たちに対し、教育関係の出身者がそのノウハウを活かして、潜在する不安や悩みを知り、自尊感情を高めるために、学校・地域関係機関との連携や、リーダー育成に取り組んだ事例です。令和5年度姫路市提案型協働事業として実施されました。



NPO法人あかりの街ひめじ×姫路市(観光課) ～「千姫の小径」ライトアップ事業～

遊歩道「千姫の小径」は、地元住民にとって大切な地域資源ですが、観光資源としては認知度が低いのが課題でした。照明技術の知識のあるメンバーが、千姫を題材にしたプロジェクトマッピングの投影やライトアップを行い、認知度の向上、地域資源としての住民意識の高揚、観光の誘客などを図ることができた事例です。令和5年度姫路市提案型協働事業（世界遺産登録30周年記念事業）として実施されました。



姫路市提案型協働事業とは

この事業は、NPO法人やボランティアグループなどの市民活動団体から、姫路市と協働で取り組む公益性のある事業を募り、審査を通過したものに助成金を交付する事業です。



上記のほかにも、姫路市ではさまざまな市民活動が行われています。

詳しくはこちら ➡



夢ある姫路HP



まち

「夢ある姫路」を 共に創る～協働編～

～こんなことできたらいいな～を形にしよう



姫路市では、平成19年3月に「姫路市市民活動・協働推進指針」を策定し、現在は、令和3年3月に定めた「第4次姫路市市民活動・協働推進事業計画」に基づいて、行政だけでなく、多様な主体が協働してまちづくりに取り組むことを進めています。

また、平成25年12月には「姫路市まちづくりと自治の条例」を制定し、参画と協働によるまちづくりを進めていくための基本的な考え方などを定めました。

このパンフレットでは、主に、市民活動団体の皆さんのが活動されるにあたって、参考にしていただきたい情報を掲載しています。多くの皆様がまちづくりに参画し、市民主体のまちづくりの主役となっていたいことを願っています。

令和6年3月

問い合わせ先

姫路市市民活動推進課
TEL 079-221-2737 FAX 079-221-2758



姫路市市民活動・
ボランティアサポートセンター(市民会館3階)
TEL 079-281-2660 FAX 079-281-2662
※毎週月曜日及び市民会館休館日は休館です。



市民活動ネット
ひめじHP

「多様な主体が輝くまち」の実現に向けて

姫路市では「姫路市総合計画」の市民活動分野の目標である「多様な主体が輝くまち」の実現に向けて、多様な主体の地域づくりへの参画を促進する取り組みを進めています。市民、地域団体、NPO、企業、教育機関、行政機関など異なる主体が協働することで

- 情報の共有や相互理解の促進
- それぞれの個性や特性を活かすことによる、多様化、複雑化する市民ニーズへの柔軟な対応
- 交流の拡大による地域の活性化

など、様々な効果を期待しています。



市民活動について知ろう

「市民活動」は、市民や団体が、自主的・自発的に広く市民生活の向上を目的として行う非営利の公益的な活動です。自治会や婦人会などの地域団体が課題解決のために行う活動や、団体、グループなどの任意組織や個人が行うボランティア活動などが該当します。様々な団体やグループが、地域づくり、子育て、高齢者支援、環境保全・緑化推進、防犯対策などの多彩な市民活動に取り組んでいます。

市民活動に取り組んでいる主な団体を紹介します。

CASE 1 地域団体(地縁団体)
主に、特定の区域に居住する人の地域的なつながりによって結成された団体です。自治会や婦人会、老人クラブ、子ども会などがこれにあたります。



CASE 2 ボランティア団体・NPO法人(特定非営利活動法人)
地域や社会のために自主的に非営利で活動している団体をボランティア団体といいます。NPO法人は、非営利で社会貢献活動等を行う団体で、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づいて認証を受け、法人格を取得した団体です。



CASE 3 その他の活動団体
特定の目的を達成するために結成された団体で、市内では、次のような団体が活動しています。

- スポーツクラブ21
- 公園愛護会
- 消防団
- 自主防災会
- 民生委員・児童委員協議会
- 保護司会など

※上記の他にも様々な団体が市内で活動されています。



協働について知ろう

「協働」は、性格の異なる二つ以上の主体(市民、自治会などの地域団体、ボランティア団体やNPO法人、企業、大学などの教育機関、姫路市などの行政機関等)が対等な立場で、自らの社会的目的(使命)の実現や共通する課題の解決のために、それぞれの資源や能力などを持ち寄って、連携・協力していくことです。

「協働」には、委託や助成、共催や事業協力、実行委員会を作るなどの形があり、実施する事業によって協働の形態は様々です。

協働の心得

お互いの長所を活かしていくために、次の基本原則を心得ておきましょう。

POINT 1

共通の目的を持ち、
成果を共有しましょう



POINT 2

一緒に活動する対等な
パートナーとして
お互いを尊重しましょう



POINT 3

お互いの違いをよく理解し、
十分にコミュニケーションを
重ねて、情報を共有し、
役割や責任を分担しましょう



POINT 4

透明性の確保や
説明責任の遂行も
念頭において、
活動に取り組みましょう。



POINT 5

お互いに独立した団体であることを認め、
自主性を大切にしましょう。



行政と協働してみよう

市民活動団体の皆さん、姫路市等の行政と協働するときの大まかな手順を紹介します。民間団体等との協働にも参考にしていただけます。

第1段階

目的や効果等の検討

第2段階

事業相手の選択

第3段階

事業の実施

第4段階

事業の振り返り

第1段階 | 協働事業の目的や効果等の検討

実施する事業について、

- 公共性、公益性があるか、多くの人の受益が期待できるか
- 協働することによって目的や効果がどのように達成できるか

第2段階 | 協働事業の相手を探そう

実施したい事業の協働相手を探しましょう。姫路市が協働相手を探していたり、助成事業を実施している場合もあります。姫路市から発信される情報も気にしておきましょう。どこに相談に行けばいいかわからない場合は、市民活動推進課、または、市民活動・ボランティアサポートセンターで一度相談してください。※取り組む内容によっては、兵庫県や民間団体との協働の方がふさわしい場合もあります。

第3段階 | 協働事業の実施

協働する双方が話し合いを進め、合意を重ねていくことが大切です。事業の実施にあたっては、定期的に情報交換や話し合い(相談)を行いましょう。

第4段階 | 協働事業の振り返り

事業実施後は、事業の内容や効果について振り返ってみましょう。振り返りにあたっては、協働した双方だけでなく、受益者である市民等の第三者の感想なども参考にしましょう。また、振り返り結果は、今後の取り組みや次の協働事業に、活かしていきましょう。